

令和4年度

東近江市農業委員会
第4回（7月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和4年7月11日（月）午前9時30分から午前10時49分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 38人 欠席委員 2人

議席番号	出欠	議席番号	出欠
1	出	21	出
2	出	22	出
3	出	23	出
4	欠	24	出
5	欠	25	出
6	出	26	出
7	出	27	出
8	出	28	出
9	出	29	出
10	出	30	出
11	出	31	出
12	出	32	出
13	出	33	出
14	出	34	出
15	出	35	出
16	出	36	出
17	出	37	出
18	出	38	出
19	出	39	出
20	出	40	出
議長（会長）			

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 空家に付属した農地の指定の解除について

議案第5号 東近江市農用地利用集積計画（案）について

議案第6号 農用地利用配分計画（案）について

- 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第3号 2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について
- 報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第5号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主事	出
参事	出		
主任	出		

農業水産課

主任	出		

6. 会議の内容

議長 ただいまから、令和4年度、第4回（7月期）の月例総会を開会いたします。現在の出席者数は38名、欠席者数は2名ですので、この総会は成立いたします。日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議席番号13番 ○○ ○○ 委員、14番 ○○ ○○ 委員のお二人を指名します。よろしく申し上げます。

議長 それでは日程の第2、議事の上程です。最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。この案件については、関係者に ○○ ○○ 委員がおられます。農業委員会法第31条の「議事参与の制限」規定により、○○委員については当該案件の審議開始から終了まで退席していただきます。関係案件審議終了後に入室・着席していただきます。事務局から説明を願います。

- 事務局 それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請がありましたので許可することについて意見を求めます。
ここで議案説明に入る前に議案書の訂正をお願いいたします。番号4について、許可申請の取り下げがありましたので取り下げとさせていただきます。
今回、8件の申請があり、申請人及び申請地につきましては議案書に記載のとおりです。
契約の種類につきましては、売買が番号1から番号3、そして番号5です。
交換が番号6と番号7、贈与が番号8と番号9です。
いずれの案件も、譲受人の取得後における耕作面積は下限面積を上回っております。
譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。また、農作業に必要な農機具について、譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、いずれの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。
これらのことから、農地法第3条第2項各号の許可要件の全てを満たしていると考えます。
また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。
以上、ご審議よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。
審議に入る前に、〇〇委員は一時退席をお願いします。
- 議 長 それでは、番号2のみお諮りします。
何かご意見ご質問があればお願いいたします。
- 議 長 よろしいでしょうか。
それでは、番号2について、承認される方は挙手をお願いいたします。
- 議 長 全員賛成と認めます。
よって、番号2は可決承認いたしました。
審議が終了しましたので、〇〇委員の入室・着席をお願いします。
- 議 長 それでは議案第1号の番号2を除く、番号1から番号9までについて、何かご意見ご質問があればお願いいたします。
- 1 2 番 番号6と番号7の交換について、土地の面積に多少差がある。もし分かるならば、どのような精算をされたのか。
- 事務局 申請提出時に聞き取った話では、今回正式に交換という手続をされましたが、実態は以前からそれぞれが耕作されており面積差は両者間で話し合っていて決着しているとお聞きしました。

- 38番 番号3の譲受人について、池田町でも農地取得されており、これまでも多くの農地を取得されているが、我々農業委員としては農地を守り活用していく立場であり、次々に3条申請で取得してだけでなく将来的に営農管理ができるものか真意を確認して受け付けてもらいたいと思う。
- 事務局 譲受人は農地所有適格法人ですが、取得件数や取得面積が多いということで申請時には窓口で営農がきちんとできるのかということを確認しています。
- 38番 現在所有している農業機械の状況と将来認定農業者になる考えなどについてはどうか。
- 事務局 認定農業者に関しては聞き取りできていません。
耕作面積を増やすことにより必須となる農業機械については、検討するように伝えています。
現在はトラクターなどリースで、今後導入予定ということでコンバイン、田植え機など追加予定と聞いています。
- 38番 我々が農業を行う上では、まず機械をきちんと準備した後に着手するものだと思う。
そこらが私からすると順序が違い、営農に関しての意思がどうかとを感じる。
譲受人の真意をしっかりと感じ取って申請受付を行ってほしい。
- 議長 ほかにご意見ご質問はありますか。
- 議長 無いようですので採決に移ります。
本案に賛成の方は挙手をお願いいたします。
- 議長 賛成多数と認めます。
よって第1号議案は全て可決承認いたしました。
- 議長 次に議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。
- 事務局 それでは、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、農地を転用したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
番号1について説明いたします。
本件は、糠塚町に居住する者が自ら所有する同町地先の農地1筆、面積330平方メートルの内56平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。
なお、本案件については、農地転用の許可を受けずに農業用倉庫として利用していたため、顛末書付きの申請となっています。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、農業用器具を収納する場所が必要となり住宅に隣接し利便性のよい当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用器具を収納する農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水については、地下浸透で処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

本案件は、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第4条第2項に基づき審査したところ転用許可は相当と判断いたしました。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件については事前調査が行われておりますので、事前調査の報告をお願いいたします。

30番 7月5日に〇〇委員、〇〇委員それに事務局職員の5名で事前調査を行いました。地区担当委員には忙しい中、現地説明ありがとうございました。本案件は、糖塚町にお住いの〇〇さんの農業用倉庫の申請です。この農業用倉庫は、〇〇さんの先代のお父さんが10年以上前に建築したもので顛末書付きの案件となっています。建築部分の一部、ちょうど庇の部分が申請なく建てられたというものです。すでに建築されてから時間も経過しており、周辺への影響はないと判断され、許可はやむを得ないと思われま

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明と調査報告が終わりました。
それでは本案件について、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

議 長 ございませんか。

議 長 無いようですので採決に移ります。
議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって第2号議案は可決いたしました。

議 長 次に議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局から説明を願います。

事務局 議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。
番号1について説明いたします。
本件は、市子松井町に所在する社会福祉法人が、同町地先の農地1筆、面積1,539平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、譲受人が経営している認

定こども園の職員駐車場は3箇所を借地で使用されています。今回、土地所有者から土地の返還を求められ、新たな職員駐車場が必要となり、認定こども園に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、職員用及び来園者用の駐車場66台分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、盛土、整地して砕石仕上げとする計画です。

雨水については、既設道路側溝にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について説明いたします。

本件は、横山町に所在する農地所有適格法人が、同町地先の農地1筆、面積926平方メートルの土地を売買で取得し、農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、現在、譲受人が所有している農業用倉庫が手狭となり、新たに農業用資材等を保管する農業用倉庫が必要となり、事務所に隣接して利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、農業用機械及び農業用資材を保管する農業用倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、盛土をして砕石仕上げとする計画です。雨水については、既設道路側溝にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3について説明いたします。

本件は、市子川原町に居住する者が、石塔町地先の農地2筆、合計面積1,194平方メートルの土地を贈与で取得し、貸露天資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人は、市子川原町で建築業の会社を経営しておりますが、会社で使用する資材置場が必要となり、会社から近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、譲受人が経営する会社の露天資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、盛土をして転圧仕上げとする計画です。雨水については、自然浸透にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号4について説明いたします。

本件は、上平木町に居住する者が、同町地先の農地1筆、面積278平方メートルの土地を売買で取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、現在、申請人は妻と子ども2人と一緒に実家に住んでおりますが、子どもの成長に伴い自己用戸建専用住宅が必要であり、また、実家の近隣で利便性の良い当該申請地を選定しました。

土地の利用計画については、建築面積64.59平方メートルの住宅と自家用車の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤からすきとり、転圧仕上げとする計画です。雨水については、西側水路へ放流し処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号5について説明いたします。

本件は、中野町に居住する者が、蒲生堂町地先の農地1筆、面積322平方メートルの土地を売買で取得し、住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、譲受人に子どもが生まれ、現在の住宅では手狭となり、家族で暮らせる家が必要となり、立地条件の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建築面積が74.39平方メートルの住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、転圧して整地仕上げとする計画です。雨水については、既設道路側溝にて処理されます。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。本案件は事前調査が行われておりますので、調査の報告をお願いいたします。

30番 番号1は市子松井町の〇〇こども園の駐車場の案件です。現在こども園に勤務されている職員55名分の駐車場が借地で3箇所に分散しておりますが、この度土地所有者から返還を求められ、新たに駐車場用地が必要になったということです。

転用に当たっては、盛土を行い外周に構造物を設置して土砂等の流出を防止し、雨水排水については排水路を設置し周辺農地へ影響を及ぼさない様計画されており許可はやむを得ないと判断しました。

28番 番号2の横山町の農業用倉庫の案件については、譲受人の〇〇さんは横山町を拠点にして営農されていますが、現在経営面積は35ヘクタール位はあると思います。営農倉庫については集落から若干離れた所にありまして、施設管理上の不便さもあるようです。

申請土地のすぐ近くには息子さんの家がありまして、そこで事務処理をされており、申請土地に農業用倉庫ができると連携もスムーズに行えて、一層営農上に利便が図れ、がんばってもらえるということで許可相当であると判断します。

続きまして、番号3の石塔町の貸資材置場についてですが、この土地はすぐ後ろが山林では場整備がされていない農地であり、形状も水利上も耕作にはあまり適していない土地です。しかも後背が山ですのでサル、イノシシなどの獣害もあり、獣害対策がされている区域に面しています。

それでも譲渡人さんはがんばって営農されてきたのですが、高齢となり離農したいとして他の大きな農地などは集落営農へ任せていますが、小さな農地は手放したいとして建築業を営む親族へ譲ろうとされているものです。

所在地が集落から離れており、転用により影響を受ける農地はなくやむを得ないと判断します。

38番 番号4については、事務局から説明のあったとおりで若い所帯の住宅建築で、周囲は住宅に囲まれた集落内の土地で転用による排水も問題ありません。番号5については、長峰団地と呼ばれる分譲団地内で3,000区画もある大きな分譲地の一区画です。住宅分譲地ですがなぜか現況が畑ということで転用申請が必要になったということです。団地内は、子どもが少なくなってきたり高齢化も進んでいるということであり、住宅の建っていない更地の区画も多いという話で転用とは関係ないですが少し将来が心配になりました。転用については問題ありません。

議長 ありがとうございます。調査報告をいただきましたので、1件ずつ、ご意見ご質問を伺いたいと思います。まず、番号1について、いかがでしょうか。

議長 よろしいですか。

議長 続いて番号2についてはどうでしょうか。

12番 農振農用地区域内の変更、農業用施設用地として、いつ変更されたのか。時間的な経過を教えてください。

事務局 令和4年3月25日付けで、軽微変更の申請が提出されております。その時期に軽微変更されたものです。

12番 軽微変更とは単純に農振農用地除外ということとは違うのか。議案書補足資料の許可基準が「農用地利用計画指定用途」とはどういうことか。

事務局 本件は、「一般除外」でなく「軽微変更」となります。農用地区域内の農用地利用計画の指定用途が「農地」から「農業用倉庫」へ変更するとして軽微変更したということです。

議長 承認という行為はあるのですか。それとも農業用倉庫なので農用地区域内の指定用途の変更というだけで特に何もないのでしょうか。

事務局 指定用途の変更のみで委員会として特に承認はありません。

28番 今の場合は、農振農用地内ということで青地区域内の用途変更という軽微変更で、青地のままで変更はありません。青地のままで農業用倉庫が建てられるというものです。多分、集落営農の倉庫などはこのような形が多いと思います。ただ、建物面積が大きい場合は軽微変更ではダメな場合もあります。

とにかく青地のままで建物が建てられるのですが、売電目的に屋根にソーラーを設置するなどは認められません。

12番 農用地のままで農業用倉庫という用途へ変更で、農用地であるということは変わらないということですね。

このまま何十年か経って、農業用倉庫が古くなって取り壊したとしても、指定用途外なので住宅へ建て替えることはできないということですね。

28番 実際にあった話ですが、大きな農業用倉庫を建てられていた方が農業を辞められて、その倉庫を大工さんが借りて使用しようという話になったのですが用途が違うということでダメだったということがありました。

つまり青地を変えてしまわない限り他の用途には使えないということです。

議長 ありがとうございます。
番号2について、ほかにご意見ご質問はありますか。

議長 無いようですので、番号3についてはいかがですか。

議長 無いようですので、番号4についてはございますか。

議長 無いようですので、番号5についてはどうでしょうか。

議長 よろしいですか。
それでは採決に移ります。
議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、承認される方は挙手をお願いいたします。

議長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。

議長 次に議案第4号「空家に付属した農地の指定の解除について」を議題とします。
事務局説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第4号「東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第7条」の規定に基づき、次のとおり申請があったので、空家に付属した農地の指定を解除することについて意見を求めます。
議案書8ページをご覧ください。

番号1から番号3の案件について、申請人は清水中町に居住する者で、遊休農地の解消により空家に付属した農地の指定の解除を受けるために申請があったものです。

申請地は、清水中町〇〇〇番〇外2筆、合計面積3,107平方メートルの農地で、解除理由は遊休農地の解消です。

本案件は、令和3年11月期の月例総会において空家に付属した農地の指定を受け、12月期月例総会では農地法第3条許可で売買による所有権の移転が行われております。

令和4年6月20日付で指定解除の申し出があり、現地確認を行ったところ、水稲や野菜などの作付けをされており遊休農地の解消が確認できましたので、東近江市空家に付属した農地の別段面積取扱基準第7条に基づき指定を解除するものです。

指定の解除により、当該農地は別段下限面積の適用がなくなり、所有権移転の際には、通常どおりの5反要件が適用されることとなります。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

以上、ご審議をよろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。
議案第4号について、ご意見ご質問はございますか。

議 長 無いようですので採決に移ります。
本案について承認される方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。
全委員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。

議 長 続いて議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」を議題とします。
なお、本議案については関係者に 〇〇 〇〇 委員がおられます。
農業委員会法第31条の規定により「議事参与の制限」がありますので、当該案件の審議開始から終了まで一時退席をお願いいたします。関係議案の終了後に入室・着席をしていただきます。
それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）」を説明いたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。
今回の農用地利用集積計画は7月29日の公告を予定しており、公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。
今回の所有権移転は3件6筆13,642平方メートル、利用権設定は10件20筆26,972平方メートルです。設定を受ける認定農業者は6名で32,813平方メートルが集積されており、認定農業者への集積率は約81パーセントです。
まず、議案の1ページから3ページが所有権移転で、4ページ以降が利用権設定の議案になっております。それでは補足説明をさせていただきます。

1ページの番号1の所有権を移転する農地は読合堂町の1筆であり、19,780円を対価として売買により、令和4年8月10日に所有権が移転されます。移転をする者は読合堂町に居住する者で、移転を受ける者は読合堂町に所在する農事組合法人となっております。

2ページの番号2の所有権を移転する農地は横山町の1筆であり、900,000円を対価に売買により令和4年8月10日に所有権が移転されます。移転をする者

は横山町に居住する者で、移転を受ける者は横山町に所在する法人となっております。

3 ページの番号 3 の所有権を移転する農地は川合町の 4 筆であり、合計 1,150,000 円を対価に売買により令和 4 年 8 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は近江八幡市に居住する者で、移転を受ける者は川合町に所在する農事組合法人となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、4 ページから 11 ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。そして、11 ページの次のページ以降には、中間管理機構事業分として利用権設定の議案を上程しております。

中間管理事業に伴う利用集積計画（案）を説明いたします。
所有者である貸し手から農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸付される為の利用権の設定です。
農地中間管理事業に伴う集積計画（案）につきましては、設定を受ける者である借受人は、滋賀県農林漁業担い手育成基金となり、農用地利用集積計画については令和 4 年 7 月 29 日の公告を予定しており、始期日は令和 4 年 8 月 1 日となります。
本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議 長 事務局の説明が終わりました。
ここで、申し訳ありませんが、〇〇委員、一時退席をお願いいたします。

議 長 それでは本案について、ご意見ご質問があればお願いいたします。

3 番 1 ページの番号 1 についてですが、この金額は間違いではありませんか。

事務局 この金額で間違っていないです。

3 番 双方が納得していれば、それでよいのですが。

議 長 地元の委員さんがおられますので、ご意見を聞いてみましょう。

1 1 番 以前にもこのような例がありまして、そのときも説明いたしましたが、営農組合への移転ですので、基本的には無償譲渡で受けてもらおうと進めているのですが、税理士さんに関与してもらっており、安いですが「必要経費」だけは計上して処理した方がよいとアドバイスされております。
それで今回もこのような形を取ったということです。
これまでも税務署から何らかの話（お尋ねや調査）があったということはありません。

議 長 ほかにございますか。

議 長 無いようですので採決に移ります。
本案について、承認される方は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。
〇〇委員の入室・着席をお願いいたします。

議 長 次に議案第6号「農用地利用配分計画（案）について」を議題とします。
本件についても関係者に 〇〇 〇〇 委員がおられます。
審議が始まりましたら、一時退席をお願いいたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第6号農用地利用配分計画（案）を説明いたします。
中間管理事業の推進に関する法律により、滋賀県農林漁業担い手育成基金が農
用地利用配分計画（案）を作成し、農業委員会の意見を聴くこととなっております。
農地中間管理機構からの委託を受けて市やJAが窓口となり、3月～4月にか
けて、賃借契約からの同耕作者の貸し替えなど耕作者が決定している農地につ
いて、貸し手からの受付と借り手の募集を行い、その後農地中間管理機構と連
携して、利用調整会議を経ることなく、農用地利用配分計画（案）を作成した
ものです。
先の議案で決定いただきました滋賀県農林漁業担い手育成基金と利用権設定さ
れた農地について、機構がマッチングを行い、借受希望のあった法人、認定農
業者などの担い手へ貸付を行うものとなっております。
配分計画の契約開始日は令和4年8月27日からとなっております、県の公告予定日
は8月26日となっております。
農用地利用計画配分（案）についての説明は以上ですが、本日、この計画（案）
に対するご意見をお伺いした後、滋賀県農林漁業担い手育成基金がこの計画
（案）を県に提出され、知事の認可、公告という流れとなります。
どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長 〇〇委員、一旦退席をお願いいたします。

議 長 それでは本案について、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

議 長 無いようですので採決に移ります。
本案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

議 長 全員賛成と認めます。
よって本案は可決いたしました。
審議が終了しましたので、〇〇委員の入室・着席をお願いいたします。

議 長 次に事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第5号ま
でを一括して事務局から説明を求めます。

事務局 報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の報告について」届出は番号1、五個荘竜田町の露天駐車場の案件と番号2、五個荘竜田町の庭の2件で、市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の報告について」番号1、沖野二丁目の共同住宅の案件から番号6、五個荘小幡町の住宅用地の案件の6件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第3号「2アール未満農業用施設に係る農地転用届出の報告について」番号1、1件の届出がありました。転用目的の内訳は、農業用倉庫への転用です。届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により受理しております。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について、番号1から番号26につきましては、全て相続により所有権を取得されたものです。届出人について、「あっせん希望の有無」については、すべて無となっています。

報告第5号「賃貸借の合意解約について」説明します。
賃貸借権の合意解約につきましては、番号1から番号9までです。
続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、番号1から番号5です。
なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。
以上、第1号から第5号まで報告します。

議 長 事務局の説明が終わりました。
報告第1号から第5号まで、ご意見ご質問があればお願いいたします。

議 長 無いようですので報告事項を終わります。

議 長 以上で本日の議案審議は全て終了しました。
これをもって令和4年度第4回（7月期）月例総会を終了いたします。
長時間のご審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議 長 ○ ○ ○ ○

13番 ○ ○ ○ ○

14番 ○ ○ ○ ○